

(写)

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく三重県最低賃金改正に係る意見陳述について

1 意見陳述の対象者

最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき三重県最低賃金改正に係る意見書を提出した者のうち、三重地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）において意見陳述を希望する者について、審議会が審議に際し意見を聴く必要があると認め選定した者とする。

2 意見陳述の方法

- （１）意見陳述を希望する者は、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づく意見書の提出に併せ、審議会当日に意見陳述人を行う者（以下「意見陳述人」という）の所属、職氏名及び発言要旨等を記載した「意見陳述届」を届け出るものとする。
- （２）意見陳述人は、1 団体 1 名とする（意見陳述人に介助等が必要な場合を除く）。
- （３）審議会は意見陳述届の中から当日意見陳述を行う者を選定し、当該者に対し意見陳述の日時、場所等を通知する。
- （４）意見陳述人の意見陳述時間は 7 分以内とする。ただし、意見陳述人が多数の場合は、それぞれの意見陳述時間を短縮することがある。
- （５）意見陳述は、三重県最低賃金の改正の決定に関する内容に限るものとする。

3 意見陳述人遵守事項

- （１）意見陳述人は指定された時刻までに審議会場に来場し、その際には本人であることを明らかにする自動車運転免許証等を持参すること。
- （２）審議会場への入退場は審議会事務局の指示に従うこと。
- （３）意見陳述は審議会事務局から指定された席で行い、みだりに席を離れないこと。
- （４）意見及び審議会委員からの質問に対する回答以外の発言をしないこと。
- （５）審議会場内では携帯電話等の機器の電源を切り写真撮影や録画、録音をしないこと。
- （６）審議会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。
- （７）審議会場にプラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刃類等危険物などを持ちこまないこと。
- （８）酒気を帯びていないこと。
- （９）その他、審議会場では審議会会長及び審議会事務局の指示に従うこと。

4 意見陳述の中止等

遵守事項に反する行為があった場合には、意見陳述を中止とし退場となることがある。

連絡先：三重地方最低賃金審議会 事務局（三重労働局労働基準部賃金室）

担当者：地方賃金指導官 森

〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 4 階

TEL 059-226-2108

(写)

意見陳述届

会議名	第2回 三重地方最低賃金審議会	
日時	令和8年7月28日（火）午後1時30分 開会	
会場	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎地下1階 会議室	
上記審議会における意見陳述人は、下記のとおりです。		
所属		
職氏名		
連絡先	名称	
	所在地	
	電話	

令和 年 月 日

(届出団体)

(届出者氏名)

三重地方最低賃金審議会 事務局 宛